

足立区環境基金助成募集要項

(令和8年度第1期)

区では、足立区環境基金助成要綱に基づき、区民、事業者、非営利団体が取り組む環境貢献活動に対し、足立区環境基金審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て助成金を交付して支援しています。この募集要項に基づき、令和8年度第1期の助成対象活動を公募します。

1 助成対象となる活動の要件

助成の対象となる環境貢献活動とは、次の要件を満たすもので、新たに取組む活動またはすでに実施している活動を拡充するものです。

- ・ 良好な環境の維持や回復、またはより良好な環境づくりにつながる活動
- ・ より多くの主体の行動とその行動の広がりを誘導する活動

ただし、交通費や宿泊費が活動経費の大半となっているものや、活動のメインとなる部分を委託するものについては、申請できない場合がございます。

環境貢献活動のイメージ

環境の維持

- ・ 大気汚染の防止
- ・ 自然環境の保全など

環境の回復

- ・ まちの美化や緑化
- ・ 河川の浄化など

より良好な環境づくり

- ・ 低炭素・省エネ化
- ・ 循環型の社会づくりなど

- ・ 多くの個人、事業者・団体等の行動につながる活動

- ・ 活動の終了後も、区内、区外に広がっていく可能性がある活動

2 助成の対象者

(1) 足立区内に居住する方（以下「区民」という。）

（令和8年度中に足立区内に転入予定の方も含みます）

(2) 足立区内の事業者・団体

(3) 令和8年度中に足立区内で助成対象活動を行う区外の事業者・団体

3 助成の種類

ファーストステップ助成、eco U-30 助成、一般助成A・Bに分かれます。

<令和8年度第1期募集部門>

ファースト
ステップ助成

一般助成A・B

(1) ファーストステップ助成

環境に関する活動に取り組むための体制づくりや、地域における環境に関する意識啓発活動などを支援します。助成額の上限は 20 万円で、審査会では書類のみ審査します。

ファーストステップ助成の例

- ・ 初めて環境貢献活動に取り組むための計画づくり
- ・ すでに実施している環境貢献活動を拡充するための勉強会
- ・ 区外で実施されている環境貢献活動を区内に広げるための体制づくり

(2) eco U-30 助成

申請者（個人の場合は本人、団体の場合は構成員の主な年齢層）が 30 歳未満の活動や、30 歳未満を対象とした活動（例：30 歳未満をターゲットとしたイベントや啓発活動。）を支援します。eco U-30 助成に限り、同一内容（※）で、引き続く 3 年間（初めて申請する年を含む）申請することが可能です。

上限は 30 万円で、同一内容で申請の場合の 2 年目、3 年目の助成額の上限は 20 万円です。申請は 1 年ごとに必要で、審査会では書類のみ審査します。

※ 以前にファーストステップ助成を受けた方が、同一内容で eco U-30 の助成申請をすることはできません。活動を拡充される場合、拡充部分についてのみが助成対象となります。

eco U-30 助成の例

- ・ CO₂削減に向けた教室を小中学生向けに開催
- ・ 校内の脱プラスチックに向けたマイボトルの普及啓発
- ・ 地域のペーパーレス化への取組み

(3) 一般助成

区が設定した課題への解決に繋がる取組みや高環境に繋がる新たな技術開発等を支援します（詳しくは項番 4 をご覧ください）。申請者が審査会に出席してプレゼンテーションを行い、審査します。

一般助成 A：当該年度の活動経費総額が 100 万円以下のもの

一般助成 B：当該年度の活動経費総額が 100 万円を超えるもの

一般助成 A と B では、申請書類や評価のポイントが異なります。

4 一般助成の活動分野

(1) 課題対応型助成

区が設定する以下の課題に対応する活動を提案するもの

課題 1：食品廃棄物や使い捨てプラスチックの減量に効果のある取組み

課題 2：地球温暖化がもたらす被害に備える「適応」の取組み

課題 3：若年層（10 代から 30 代）の環境意識を高めるための取組み

(2) 自由提案型助成

自由に活動を提案するもので、部門ごとに審査や評価ポイントが異なります。

ア 先進性部門

将来的に環境に貢献する可能性がある先進的な技術開発や研究です。先進性で評価します。

イ 環境負荷の低減部門

環境への負荷を減らすための技術開発や研究、実践活動で、地域や地球の環境保全に貢献する取組みです。取組みにより期待できる具体的な環境への効果と、その後の広がりの可能性で評価します。

ウ 公益的活動部門

環境意識の醸成や行動の促進などが期待できる公益的な取組みです。取組みの公益性や区民・地域への波及効果で評価します。

5 助成金の額

交付される助成金の額は、以下のとおりです。(1,000円未満は切捨て)

(1) ファーストステップ助成 助成対象経費の全額（上限20万円）

(2) eco U-30 助成 助成対象経費の全額（上限30万円※）

※2年目、3年目は上限20万円

(3) 一般助成A 助成対象経費の原則2分の1（上限100万円）

(4) 一般助成B 助成対象経費の原則2分の1（上限1,000万円）

ただし、一般助成のうち次のア～ウのいずれかに該当する場合のみ、助成対象経費の全額を申請することができます。審査の結果、審査会が特に優秀であると認めたときは、助成対象経費の全額が助成されます。

ア 助成対象者が大学の場合

イ 活動経費総額が100万円以下の場合（一般助成A）

ウ 活動分野が、課題対応型助成（区が設定する課題に対応する活動を提案するもの）の場合

【助成種類別の比較】

名称	ファーストステップ助成	eco U-30助成	一般助成A	一般助成B
概要	環境活動に取り組むための体制づくりなど	申請者もしくは対象者が30歳未満の活動	活動経費総額が100万円以下の活動	活動経費総額が100万円を超える活動
助成割合	全額	全額	2分の1（※2）	2分の1（※2）
全額助成の申請	—	—	可能	以下の場合は可能 ・ 助成対象者が大学 ・ 活動分野が課題対応型助成に該当
上限額	20万円	30万円（※1）	100万円	1,000万円
審査	書類審査のみ	書類審査のみ	審査会に出席し、プレゼンテーションと質疑応答	
複数年度	—	—		可能

※1 同一内容による申請は継続する3年間可能。その場合2年目以降は上限20万円

※2 全額助成を申請し、審査会が特に優秀であると認めた場合は全額

6 助成対象経費

助成対象経費の考え方は以下のとおりです。

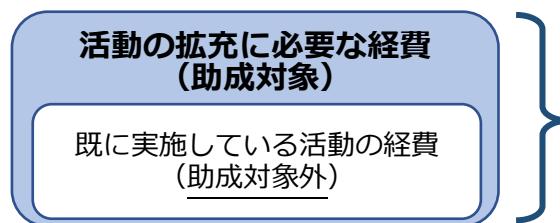
(1) 新たな環境貢献活動

その活動を実施するために直接必要となる経費

(2) 環境貢献活動の拡充

その活動の拡充に必要な経費（すでに実施している部分は対象外です）

（イメージ）



活動経費総額

助成対象は、申請した活動（新規活動、拡充する活動）で必要となる経費です。ただし、申請した活動に必要であっても、既に実施している活動部分の経費は対象になりません。

(3) eco U-30 助成に係る例外

eco U-30 助成に限り、前年に助成を受けたものと同一内容の申請であっても、引き続く3年を上限に申請することができます。

ア 新たに開始する活動で申請する場合

1年目

新たな活動に必要な経費
(助成対象)

2年目

活動の拡充に必要な経費
(助成対象)
1年目と同一の活動に
必要な経費 (助成対象)

3年目

2年目と同一の活動に
必要な経費
(助成対象)

イ 既に実施している活動（A）があり、活動の拡充（B）に必要な経費を申請する場合

1年目

活動の拡充（B）に必要な
経費 (助成対象)
既に実施している活動（A）
の経費 (助成対象外)

2年目

活動の拡充（B）と同一
内容の経費 (助成対象)
活動（A）に必要な経費
(助成対象外)

3年目

活動の拡充（B）と同一
内容及び新たに拡充する
活動の経費 (助成対象)
活動（A）に必要な経費
(助成対象外)

7 スケジュール

(1) 申請締め切り

令和8年1月30日（金）午後5時まで

窓口に持参するか郵送してください。郵送の場合は1月30日（金）必着です。

※ 持参する場合は、事前に電話でご連絡ください。

(2) 審査会

令和8年3月30日（月）午前

一般助成の申請者は審査会に出席し、申請内容のプレゼンテーション（質疑応答を含めて15分程度）を行っていただきます。

(3) 交付・不交付決定

令和8年4月上旬に交付決定通知または不交付決定通知を郵送します。

(4) 活動の実施期間

助成対象となる活動は交付決定通知書に記載された助成対象期間内に実施してください。

(5) 対象経費

活動に関わる支出や契約、発注等は、交付決定通知書に記載された助成対象期間内に行ってください。助成対象期間外に実施した支出等に係る経費は助成対象外となります。

(6) 実績報告書の提出

活動終了日から30日以内または令和9年3月31日までに提出してください。 実績報告書の内容や提出された領収書類などが助成対象項目であることや、日付・支払内容・支払先・額面・算出根拠等について厳正な審査をします。また、環境活動の様子がわかる写真を添付してください。なお、いただいた写真は環境基金助成のPRに使用させていただく場合があります。

(7) 助成金の支払い

審査後、助成金額を確定した後で助成金を支払います。このため、確定した助成金額は、交付決定の額と異なる（下回る）ことがあります。

(8) 審査会への報告（活動終了後）

一般助成を受けた活動は、次回開催する審査会にて、活動実績を報告していただきます。ファーストステップ助成またはeco U-30助成を受けた活動は、必要に応じて審査会で実績報告をしていただきます。

8 複数年度にわたる活動の取扱い

一般助成のうち、先進的な技術開発や研究、持続的に活動を継続するための組織作りなど長期間にわたる活動は、複数年度の申請ができます。この場合、助成金は年度ごとに支払います。

eco U-30助成部門にて複数年度の活動を予定されている場合は、年度ごとに申請をしてください。また、審査も申請ごとに行います。

9 申請手続き

助成金交付申請書に必要事項を記入し、郵送またはご持参ください。なお、正式に申請する前に、事前相談をお願いします。

申請書類は、部門ごとに書式が異なりますのでご注意ください。

申請書類を事務局で確認し、後日、必要に応じて申請者にご連絡します。申請内容が助成対象となる活動に当てはまらない場合、申請は受付できません。また、経費の内訳についての確認や追加資料の提出をお願いする場合があります。

■ 締め切り 令和8年1月30日（金）午後5時
(郵送の場合1月30日（金）必着)

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区環境政策課計画推進係あて
持参する場合は、区役所南館11階までお持ちください。

- ※ 窓口にお越しになる場合は、事前に電話でご連絡をお願いします。
- ※ 活動内容や申請書類について、ご不明な点があれば事前にご相談ください。
- ※ 申請書類は、足立区ホームページからダウンロードしてください。環境政策課窓口でも配布します。
- ※ 申請書等提出書類は返却できません。

10 注意事項

- (1) 助成金は、活動の終了後（または年度末）に提出していただく実績報告書を審査の上、金額が確定した後で支払われます。このため、活動が終わるまで資金を別途ご用意いただく必要があります。ただし特に必要なときは、交付決定額の一部を前払いする概算払いができる場合もありますのでご相談ください。
- (2) 助成金交付決定前かつ助成期間外に発注、契約等を行った経費や交付決定前の活動には、助成金を交付できません。
- (3) 他の制度の助成金と重複した部分は助成対象となりません。他の制度の助成金を受ける場合は、事前にご相談ください。
- (4) 申請書類は、交付決定後に大幅な内容の変更が生じないよう十分検討して作成してください。交付決定を受けた後、活動内容を変更する場合は、変更申請を提出し、承認を受ける必要がありますが、必ず承認されるとは限りません。
- (5) 区は、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、助成対象者に対し報告を求め、帳簿書類等を調査することができます。その調査で、不正の事実などが認められた場合には、交付決定を取消し、既に助成金が交付されている場合は、助成金の返還を命じる場合があります。
- (6) 活動終了後から3年間、毎年12月末までに助成活動のその後の状況を、指定の書式にて報告していただきます。
- (7) 助成金を受けて実施した活動について、区のイベント等での展示や発表などをお願いすることができますので、ご協力ください。

(8) 助成金を受けて実施する活動について外部に発信する場合は、足立区環境基金の助成を受けて実施していることを示してください。

(9) この助成は「足立区環境基金助成要綱」に基づいて実施されます。足立区環境基金助成要綱をご一読ください。

(10) この助成は、令和8年度の区の予算の範囲内での決定となるため、令和8年度予算が成立していない場合や予算額を超えた申請があった場合は、助成決定されない場合があります。

11 参考資料

【過去の申請と採択の実績】

年度 (令和)	申請件数					採択件数					採択率								
	一般助成				ファースト ステップ	eco U-30	一般助成												
	先進性	環境 負荷	公益性	課題 対応			先進性	環境 負荷	公益性	課題 対応									
7 第一期	0	0	0	2	1	—	0	0	0	1	1	—	66.7%						
	0	0	0	0	2	6	0	0	0	0	2	5	87.5%						
6 第一期	0	0	0	1	5	—	0	0	0	1	2	—	50.0%						
	0	0	0	1	3	8	0	0	0	1	2	5	66.7%						
5 第一期	0	0	0	0	3	—	0	0	0	0	3	—	100.0%						
	0	0	0	0	4		0	0	0	0	2		50.0%						
4 第一期	1	1	0	0	28		1	0	0	0	26		90.0%						
	1	1	0	1	3		1	1	0	1	1		66.7%						
3 第一期	0	0	0	0	1		0	0	0	0	1		100.0%						
	0	0	0	0	1		0	0	0	0	1		100.0%						
2 第一期	1	1	1	0	4		1	0	1	0	3		71.4%						
	0	1	0	0	1		0	1	0	0	1		100.0%						
1	2	0	1	0	4		0	0	0	0	4		57.1%						
(平成)30	0	0	0	0(1)	—		0	0	0	0(1)	—		100.0%						
29	1	2	1	1			0	0	0	1			20.0%						
28	1(2)	0	1(2)	1			0(2)	0	0(1)	1			57.1%						
27	2	2	2(2)	0			2	1	1(2)	0			75.0%						
26	1(1)	1	2(2)	—			1(1)	0	2(2)	—			85.7%						
25	2	2	5				1	1	4				66.7%						

カッコ内の数字は前年度から継続する複数年度にまたがる活動です。

課題対応型は平成27年度、ファーストステップ助成は令和元年度、eco U-30助成は令和6年度第二期から開始しました。

「—」は募集を実施していません。

【Q&A】

質問	回答
複数人（団体）が連名で申請することはできるか。	可能です。ただし、代表者を決めてください。助成金は代表者に交付します。
今まで実施していた活動の資金が足りなくなったので、申請したい。	今まで実施していた活動をそのまま実施する場合は、助成の対象になりません。活動を拡充する場合は、拡充部分のみ申請することができます。 また、活動費ではなく、継続的に活動できるような体制や仕組みを検討する経費はファーストステップ助成またはeco U-30助成の申請をすることができます。
毎月実施している会合に、環境の専門家を招いて勉強する場合は、対象になるか。	今後、環境に関する活動をすることを目的として専門家を招く経費は、ファーストステップ助成またはeco U-30助成の対象になります。
環境貢献活動の環境貢献とは、どんな概念か。	主に1～11の分野について、A～Dに貢献する活動です。 1 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害防止 2 生活環境の保全 3 有害物質等の汚染防止 4 水や緑、生物の保全 5 人と自然のふれあい 6 良好的な景観 7 地域の環境を活かしたまちづくり 8 省エネルギー、省資源 9 廃棄物の処理 10 地球温暖化対策 11 環境意識の醸成 A 人間の活動による影響を少なくすること B 現在の状況を維持すること C より良好な状況に回復すること D 新たに良好な状態をつくり出すこと
有志で環境活動を実施しているが、組織化を進める経費は対象になるか。	組織化を進めることのみに対する経費は対象外です。

質問	回答
まだ何の活動もしていないが、活動内容を決めるための学習や準備も助成の対象となるか。	ファーストステップ助成またはeco U-30助成で申請することができます。ただし将来の構想や方向性を示していくだけ必要があります。
他の補助制度と併用することはできるか。	経費から他補助額を差し引いた部分を、環境基金の対象経費とすることができます。申請の際、他の補助制度を活用する予定があれば必ず記載してください。
パソコンの増設やタブレット購入は補助対象になるか。	パソコンやタブレットなどの、今回の環境活動以外にも汎用的な（当補助金の目的以外の）使い方ができる備品は補助対象になりません。詳しくはお問い合わせください。
活動時の交通手段に制限はあるか。	原則は環境に配慮し、公共交通機関の利用をお願いします。ただし、移動に支障がある場合や経費が高くなる等、合理的な理由がある場合は車での移動が認められます。
自宅（自社）の設備を環境配慮型に更新するが、助成を受けられるか。	単に自宅（自社）の環境負荷を低減させるだけでは対象にはなりません。他者にも広がることが期待できる活動にしてください。
紙やインク、文具などは補助対象になるか。	申請した活動に必要な消耗品は補助対象になります。他の活動で使う消耗品と分けて管理してください。
大学と事業者が連携して行う活動で、全額助成を申請できるか。	代表者が大学で、助成金を大学に交付する場合は、全額助成を申請できます。
申請額と交付決定額が異なることはあるか。	あります。審査の結果、活動の一部のみ採択する場合や、活動内容が全額助成を認めるまでの評価に至らなかった場合などは、申請額を下回る交付決定額になります。
交付決定額と最終的な助成額が異なることはあるか。	あります。実績報告書の内容や必要書類を審査後、助成金額を確定します。ただし、交付決定額は上限額なので、活動に必要な金額が交付決定額を上回ったとしても交付決定額で助成金額を確定します。

質問	回答
創立10周年記念で1年だけ活動を実施する場合も対象になるか。	助成対象活動の要件である、より多くの主体が行動し、その行動の広がりを誘導する活動として申請する必要があります。
活動の結果、予想していたほどの成果がなかったときは、助成金を受けられないのか。	交付決定を受けて実施した活動経費は、書類審査後、助成金額を確定します。このとき、予想していた成果がなかったことにより、助成金を受けられることはありません。ただし、複数年度にわたる活動の場合は、翌年度以降の活動の審査にあたって考慮しますので、翌年度以降の助成金が減額されたり、交付決定されないことがあります。
活動の結果、利益が生じた場合は、どのように取り扱うのか。	利益は享受して結構です。イベント等の活動で利益が生じた場合や、研究開発などで特許を取得するなど長期的に利益が生じる場合は、利益の一部を寄付などの形で区や環境に関する団体に還元していただければ幸いです。
eco U-30助成は、3年間全く同じ活動内容でも助成対象となるのか。	新たな活動の追加や拡充は必須ではありませんが、一度助成を受けた内容で2年目（3年目）に引き続き申請をする場合は、必要に応じて前年の活動結果の分析等を行い、改善や見直しの検討はしてください。 もし、1年目が活動の立ち上げに係る内容での申請であった場合などは、2年目以降は実際の活動に係る内容を追加してください。
eco U-30助成を3年間受けたあと、活動の拡充をするため改めて助成を受けることはできるか。	3年間の助成を受けた活動内容を含む活動については、ファーストステップ助成及びeco U-30助成の対象ではありません。一般助成で申請していただくことはできます。
eco U-30助成を受けたが、都合により2年目は申請しなかった。同じ内容で2年後に申請することはできるか。	一度助成を受けた後、引き続く年度で助成申請をしなかった活動については、同一内容の活動で申請することはできません。活動の拡充がある場合は、拡充部分についてのみ、一般助成で申請していただくことはできます。

全ての申請は、以下の点から審査会が審査します。

- ・ 良好な環境の維持や回復、またはより良好な環境の創造につながる活動であるか
- ・ より多くの主体の行動とその行動の広がりを誘導する活動であるか

(1ページ参照)

助成を受けるためには、審査会で一定の評価を得る必要があります。

12 申込み・問い合わせ

足立区環境部環境政策課計画推進係（南館11階）

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 電話 03-3880-6049（直通）

E-mail kankyo-keikakutanto@city.adachi.tokyo.jp

助成対象経費区分表 ※ 当該活動を遂行するために必要な経費に限ります。

費目区分	経費の内容
① 謝金・賃金	外部から招聘する講師・専門家等への謝礼 臨時に雇用する非常勤スタッフ、アルバイトへの賃金 ※ 社員・会員など内部の人は対象外
② 旅費 ※ 経費の大半が旅費となる活動は申請できない場合があります。	交通費：航空機、鉄道（切符とICカードで異なる場合はIC運賃を適用）、バス、船等の運賃（レンタカー等を利用する場合の経費は⑤賃借料に計上） 宿泊費：宿泊実費（食費・出張手当・日当は含まない） その他：高速道路代等
③ 物品・資材購入費	機材、資材、書籍、備品等の購入費、環境活動に必要な物品購入費 ※ 汎用的に活用できる物品・資材等は原則対象外 (例 パソコンやタブレット等の電子機器 など) ※ 個人の持ち物となる可能性が高いものは原則対象外 (例 お揃いのTシャツ など)
④ 建築物工事費	建築物の工事費、設備等の設営費
⑤ 賃借料・役務費	会場借料：会議開催に要する設営費（機材借上・看板設営等） (活動に要する事務所等を臨時に借り上げる場合を含む) 車両借料：車両借用に係る運転手雇用料・燃料代等（タクシー代は対象外） 機械等の借料・賃料：リース及びレンタル (運転に要する経費を含む) 物品等の運搬費：資材・アンケートの郵送等の経費を含む (通常の郵便代は事務管理費に計上) 通訳料・翻訳料・原稿料・レイアウト料 報告書・ポスター作成に係る印刷費等 調査等の外部委託費 ※ その他労働の対価が日数でなく作業量として支払われる場合はここに計上
⑥ 事務管理費	事務用品費：消耗品文具類、コピー代、フィルム代、現像代等 通信費：電話代、ファックス、郵便料金等 ※ 事務所借料、光熱費等の恒常的経費は対象外 ※ 事務管理費のうち、費用区分①～⑤の合計金額の10%を超える分は対象外
⑦ その他の経費	助成活動を行うために直接必要なその他の経費 ※ 飲食に係る経費は対象外（イベント等の参加者へ配布する場合を含む）

費目別上限単価と留意事項

区分	経費区分	上限	留意事項
謝金・賃金	謝金 …外部から招聘した講師、専門家等に対する謝金 賃金 …アルバイト賃金	20,000円/日 (一人一回) 8,000円/日	○ 人件費を認められる決算資料は、金融機関への振込を証明する資料に限る
旅費	交通費 …活動を行うにあたり、どうしても必要な移動に係る交通費 ※特急の利用や宿泊を伴う旅行を予定される場合は、事前に目的と旅行先について事務局にご相談ください。 宿泊費		○ 経済的かつ合理的な経路に伴う公共交通の実費相当分 ○ 現金とICカードで金額が異なるときは、ICカードの金額 ○ 助成活動に伴う交通費が対象（ただし、通勤に伴う経費は対象外） ○ 特急料金は100キロメートル以上乗車する場合が対象 ○ グリーン車等の特別な設備の料金は対象外 ○ ガソリン代は、始点・着点を明記し、走行距離(km)×15円で計算してください。 ○ 宿泊に伴う経費のみが対象で、飲食費については対象外
賃借料・役務費	通訳料 翻訳料 原稿料・執筆料 会場費	45,000円/人日 3,000円/頁 2,400円/頁 200,000円/日	○ 400字詰め原稿用紙目安 ○ 400字詰め原稿用紙目安 ○ 会議に係る機材借料・ベース設営・看板製作費等会場設営費は実費相当分対象（飲食に係る経費・生花等の装飾品は対象外）

注）支払単価の上限を超過した分は自己資金でご負担いただくこととなります。

<スケジュールフロー>

申請（令和8年1月30日（金）まで）

申請書の提出は1月30日（金）必着です。

必要書類を郵送または環境政策課窓口にご持参ください。

郵送先：〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 環境政策課計画推進係

審査会（令和8年3月30日（月））

一般助成の申請者は審査会に出席し、申請内容のプレゼンテーション（質疑応答を含めて15分程度）を行っていただきます。

※ ファーストステップ助成は書類審査のみ行います。

助成交付/不交付決定（4月上旬）

助成対象となった方に、足立区環境基金助成金の交付決定通知を交付します。助成金は活動の終了後に実績報告書を提出し、助成金額が確定した後で支払われますので、当初は活動に着手するための資金を別途ご用意いただく必要があります。

助成金を使っての活動

助成対象期間内に実施した経費が対象です。万が一、活動内容に大きな変更が生じる場合は、変更届を提出する必要があります。

報告書の提出（活動終了時または令和9年3月末まで）

実績報告の内容と提出された領収書類などが助成対象項目であることや、日付・支払内容・支払先・金額・算出根拠等について厳正な審査をします。必要に応じて資料を提出していただきます。

報告会（次回審査会開催時）

審査会で活動内容を報告していただきます。